

事務連絡
平成28年3月25日

各府省等法令窓口担当官 殿

内閣官房行政改革推進本部事務局

新旧対照表の方式による府省令等の改正について

本日の閣僚懇談会において、河野行政改革担当大臣から各大臣に対し、新旧対照表方式による国家公安委員会規則の改正（別添）について御紹介がありましたが、その趣旨は、法令改正の中には、改め文方式よりも新旧対照表方式で行うことにより、国民にとって改正内容が分かりやすくなるものがあると考えられるところ、法律・政令以外の府省令、規則、訓令又は告示については各府省等の御判断で改正方式を選択することが可能であることから、今後の府省令等の改正に当たっての参考例として示されたものですので、この際、当局からも御参考として周知いたします。

なお、併せて、御留意いただきたい点についても、下記のとおり、御連絡します。

記

- 新旧対照表を用いた府省令等の改正は、国民にとっての分かりやすさに着眼したものであり、各府省等の御判断により選択いただくものであること。
(注) 例えば、新旧対照表方式によって改正をした場合、改正時の資料枚数が改め文方式による場合に比して膨大となり、かえって改正内容全体の理解を妨げるような場合には、従来どおり改め文方式を選択することが可能であること。
- 別添は、国家公安委員会（警察庁）が、当局等にも相談の上で作成したものであること。
- 本件に関する御相談については、原則として下記担当へお問い合わせいただきたいこと（なお、別添の内容に関する御照会については、警察庁長官官房総務課企画参事官室へお問い合わせいただきたいこと。）。
- 府省令等の改正に新旧対照表を用いる場合には、官報掲載の観点から、国立印刷局に対し、前広な情報提供と入稿手続等に関する事前の相談をしていただきたいこと。

内閣官房行政改革推進本部事務局 藤野
電話: 03-6206-6709、03-5253-5349
メール: [REDACTED]

※メールの場合は上記双方のアドレスに送信願います。

第二百四十七条中「それぞれ」の下に「船首隔壁より後方であつて、」を加え、同条第一号口中「当該外側から七六〇ミリメートル」を「次表上欄に掲げる貨物タンクの内容積に応じ、同表下欄に掲げる値」に改め、同号口に次の表を加える。

方メートル)	距離(メートル)
一、〇〇〇以下	〇・八
一、〇〇〇を超えて、〇〇〇未満	〇・七五+〇・二Vc/四、〇〇〇
五、〇〇〇以上三〇、〇〇〇未満	〇・八+Vc/二五、〇〇〇
三〇、〇〇〇以上	二・〇

備考 V_c は、摂氏二十度における貨物タンクの内容積(立方メートル)

第二百四十七条第二号イ中「七六〇ミリメートル以上の距離を前号口に定める値以上の距離(船舶をタイプG船に区分する)となる貨物を積載する貨物タンクにあつては、〇・八メートル以上

の距離)に改める。

第二百四十九条削除

第二百五十三条第二項及び第三項を削る。

(貨物の試料の採取)

第二百五十五条の二 貨物の試料を採取する場合は、次に掲げるところにより行わなければならない。

第一編第三章第二節第十七款中第二百五十五条の次に次の一条を加える。

第一項及び第三項を削る。

改

後

改

正

前

(記録書の作成)

(死体調査等記録書の作成)

第一項

第二項

第三項

第四項

第五項

第六項

第七項

第八項

第三条

(関係行政機関に対する通報事項)

第二項

(死体調査等記録書の作成)

第一項

(死体調査等記録書の作成)

第二項

(死体調査等記録書の作成)

第三項

(死体調査等記録書の作成)

第四項

(死体調査等記録書の作成)

第五項

(死体調査等記録書の作成)

第六項

(死体調査等記録書の作成)

第七項

(死体調査等記録書の作成)

第八項

(死体調査等記録書の作成)

第九項

(死体調査等記録書の作成)

第十項

(死体調査等記録書の作成)

第十一項

(死体調査等記録書の作成)

第十二項

(死体調査等記録書の作成)

第十三項

(死体調査等記録書の作成)

第十四項

(死体調査等記録書の作成)

第十五項

(死体調査等記録書の作成)

第十六項

(死体調査等記録書の作成)

第十七項

(死体調査等記録書の作成)

第十八項

(死体調査等記録書の作成)

第十九項

(死体調査等記録書の作成)

第二十項

(死体調査等記録書の作成)

第二十一項

(死体調査等記録書の作成)

第二十二項

(死体調査等記録書の作成)

第二十三項

(死体調査等記録書の作成)

第二十四項

(死体調査等記録書の作成)

第二十五項

(死体調査等記録書の作成)

第二十六項

(死体調査等記録書の作成)

第二十七項

(死体調査等記録書の作成)

第二十八項

(死体調査等記録書の作成)

第二十九項

(死体調査等記録書の作成)

第三十項

(死体調査等記録書の作成)

第三十一項

(死体調査等記録書の作成)

第三十二項

(死体調査等記録書の作成)

第三十三項

(死体調査等記録書の作成)

第三十四項

(死体調査等記録書の作成)

第三十五項

(死体調査等記録書の作成)

第三十六項

(死体調査等記録書の作成)

第三十七項

(死体調査等記録書の作成)

第三十八項

(死体調査等記録書の作成)

第三十九項

(死体調査等記録書の作成)

第四十項

(死体調査等記録書の作成)

第四十一項

(死体調査等記録書の作成)

第四十二項

(死体調査等記録書の作成)

第四十三項

(死体調査等記録書の作成)

第四十四項

(死体調査等記録書の作成)

第四十五項

(死体調査等記録書の作成)

第四十六項

(死体調査等記録書の作成)

第四十七項

(死体調査等記録書の作成)

第四十八項

(死体調査等記録書の作成)

第四十九項

(死体調査等記録書の作成)

第五十項

(死体調査等記録書の作成)

第五十一項

(死体調査等記録書の作成)

第五十二項

(死体調査等記録書の作成)

第五十三項

(死体調査等記録書の作成)

第五十四項

(死体調査等記録書の作成)

第五十五項

(死体調査等記録書の作成)

第五十六項

(死体調査等記録書の作成)

第五十七項

(死体調査等記録書の作成)

第五十八項

(死体調査等記録書の作成)

第五十九項

(死体調査等記録書の作成)

第六十項

(死体調査等記録書の作成)

第六十一項

(死体調査等記録書の作成)

第六十二項

(死体調査等記録書の作成)

第六十三項

(死体調査等記録書の作成)

第六十四項

(死体調査等記録書の作成)

第六十五項

(死体調査等記録書の作成)

第六十六項

(死体調査等記録書の作成)

第六十七項

(死体調査等記録書の作成)

第六十八項

(死体調査等記録書の作成)

第六十九項

(死体調査等記録書の作成)

第七十項

(死体調査等記録書の作成)

第七十一項

(死体調査等記録書の作成)

第七十二項

(死体調査等記録書の作成)

第七十三項

(死体調査等記録書の作成)

第七十四項

(死体調査等記録書の作成)

第七十五項

(死体調査等記録書の作成)

第七十六項

(死体調査等記録書の作成)

第七十七項

(死体調査等記録書の作成)

第七十八項

(死体調査等記録書の作成)

第七十九項

(死体調査等記録書の作成)

第八十項

(死体調査等記録書の作成)

第八十一項

(死体調査等記録書の作成)

第八十二項

(死体調査等記録書の作成)

第八十三項

(死体調査等記録書の作成)

第八十四項

(死体調査等記録書の作成)

第八十五項

(死体調査等記録書の作成)

第八十六項

(死体調査等記録書の作成)

第八十七項

(死体調査等記録書の作成)

第八十八項

(死体調査等記録書の作成)

第八十九項

(死体調査等記録書の作成)

第九十項

(死体調査等記録書の作成)

第九十一項

(死体調査等記録書の作成)

第九十二項

(死体調査等記録書の作成)

第九十三項

(死体調査等記録書の作成)

第九十四項

(死体調査等記録書の作成)

第九十五項

(死体調査等記録書の作成)

第九十六項

(死体調査等記録書の作成)

第九十七項

(死体調査等記録書の作成)

第九十八項

(死体調査等記録書の作成)

第九十九項

(死体調査等記録書の作成)

第一百項

(死体調査等記録書の作成)

第一百一項

(死体調査等記録書の作成)

第一百二項

(死体調査等記録書の作成)

第一百三項

(死体調査等記録書の作成)

第一百四項

[様式を削る。]

(その2) 死記録式第1号(第1条関係)

3 調査(法第4条第2項) 調査の日時 年 月 日 午 時 分から 調査の場所 調査の実施者 立会医師等の氏名及び勤務先(又は住居) 調査の結果(死体の外表・発見場所の調査、関係者からの聴取、立会医師等の意見等)					
4 検査(法第5条第1項) 検査項目 日 時 場 所 実施者 結 果					

(用紙 日本工業規格A4)

(その1)

死 体 調 査 等 記 録 書					
1 認知の状況 発見者(住居、職業、氏名及び年齢) 発見日時 年 月 日 午 時 分 発見場所 発見時の状況 届出者(住居、職業、氏名及び年齢) 届出日時 年 月 日 午 時 分 届出場所					
2 死亡者 死亡の日時(不明のときは、推定) 年 月 日 午 時 分 死じた場所(不明のときは、推定) 本籍(国籍)、住居、職業、氏名、年齢及び性別(不詳のときは、人相、体格、推定年齢、特徴、着衣等) 所持品					

(用紙 日本工業規格A4)

(その4)

7 検索 検査医師の氏名及び勤務先（又は住居） 検索結果
8 身元を明らかにするための措置（法第 8 条第 1 項） 実施の日時 年 月 日 午 時 分 実施の場所 実施者の氏名（医師等の場合、氏名及び勤務先（又は住居）） 措置の内容及び結果
9 引渡し（法第 10 条） 引渡し日時 年 月 日 午 時 分 引渡し実施者 引取者（住居、職業、氏名、年齢及び死亡者との状態） 死因等の説明（説明内容、説明に対する引取者の申出等）
10 備考

記載要領 1 不要な欄は、斜線で消すこと。
2 必要に応じて写真、図面等を添付すること。

(用紙 日本工業規格 A4)

(その3)

5 解剖（法第 6 条第 1 項） 解剖の要否（解剖を要する場合は、その理由（法医学の専門家等の意見を含む。））
遺族に対する説明 説明の日時 年 月 日 午 時 分から 分までの間 説明の場所 説明者 説明対象者（住居、職業、氏名、年齢及び死亡者との状態）
解剖の日時 年 月 日 午 時 分から 分までの間 解剖の場所 受托先の法人等 解剖医の氏名 解剖所見
6 死因についての総合判断

(用紙 日本工業規格 A4)

内閣官房告示第一五〇号 法律第二十四号) 第一
地域再生法(平成二十四年三月一日施行)
第一条 本法の規定に基づき、平成二十八年三月一日から五年以内に、
五日付けで地域再生計画を認定したて、次のと
おり公示する。
平成二十八年三月二十三日

一 地域再生計画の作成主体の名称 郡七ヶ宿町
内閣総理大臣 安倍晋三
宮城県刈田郡七ヶ宿町
二 地域再生計画の名称 みんなが住みたい「みんみん」
みんみんのまちづくり計画
み心地いい地域再生計画の区域の範囲 宮城県刈田郡
七ヶ宿町の全域
三 基本方針(地域再生法第四条第一項に規定
する地域再生基本方針をいう。以下同じ。)に定
められた支援措置のうち、地域再生計画の目標を達
成するためのもの

告示

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
(整過措置)

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は
附 則
1 (施行期日)
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
2 (経過措置)
この規則による改正後の國家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則第三条第二項に規定する通報記録書の様式については、同規則別記様式の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

○内閣府告示第二十六号
地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五
条第ニ項の規定に基づき、平成二十八年三月十五
日付けで地域再生計画を認定したので、次のと
おり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

一 地域再生計画の作成主体の名称 秋田県
二 地域再生計画の名称 秋田県地域地方活力向上
地域特定事業設立促進プロジェクト
三 地域再生計画の区域の範囲 秋田県の全域
四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定す
る地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定め
る支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成

一 地域再生計画の作成主体の名称 長井市
二 地域再生計画の区域の範囲 長井市の全域
三 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する）
　（以下同じ。）に定める
　（以下同じ。）に定め
　る支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成する
　するために必要なもの（番号については、基本
　方針に定めるところによる。）
　（以下同じ。）に定め
　る地
　域
　再
　生
　基
　本
　方
　針
　を
　い
　う。
　（以下同じ。）に定め
　る支
　援
　措
　置
　の
　う
　ち、
　地
　域
　再
　生
　計
　画
　の
　目
　標
　を
　達
　成
　す
　る
　た
　め
　に
　必
　要
　な
　も
　の
　（
　番
　号
　は
　つ
　い
　て
　は、
　基
　本
　方
　針
　に
　定
　め
　る
　と
　こ
　ろ
　によ
　る。）
　中
　心
　市
　街
　地
　活
　性
　化
　基
　本
　計
　画
　の
　認
　定
　の
　手
　続
　の
　特
　例
　（四
　の
　五
　⑩）
及
び
地
域
公
共
交
通
確
保
維
持
改
善
事
業
（四
　の
　六
）

○内閣府告示第二十九号
地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五
条第十六項の規定に基づき、平成二十八年三月十五
日付けで地域再生計画を認定し、こので、次のと
おり公示する。

平成二十八年三月二十二日

内閣総理大臣 安倍晋三

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である

通報記録表					
1 通報日時	年	月	日	午	時 分
2 通報実施者					
3 通報先					
4 通報した内容					

〔用紙 日本工産相模 A-1〕

測驗題或第2題（第2名關係）

通報記録表					
1 通報日時	年	月	日	午	時 分
2 通報実施者					
3 通報先					
4 通報した内容					

• 104 •